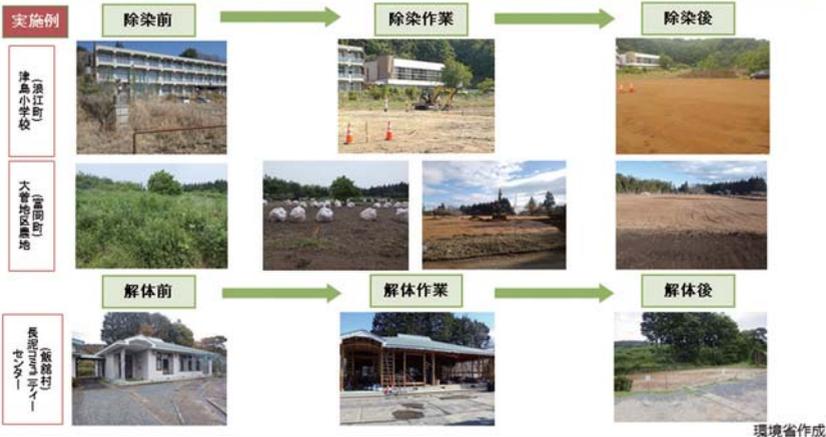


- 6町村(双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村及び葛尾村)全てで家屋等の解体・除染工事に着手し、駅前広場や幼稚園、体育館等の公共施設で工事が終了するなど、環境再生の取組が着実に進捗。
- 特定復興再生拠点区域全体の避難指示解除の目標である2022年春頃から2023年春頃の避難指示解除に向けて、関係省庁等と連携しながら、拠点区域内の家屋等の解体・除染作業を実施。
- 特定復興再生拠点区域における除染は90%を超え、家屋等の解体は申請件数に比して約84%が完了(2022年11月末時点)。



帰還困難区域内については、福島復興再生特別措置法に基づき、町村が特定復興再生拠点区域及び同区域における環境整備(除染、インフラ等の整備)に関する計画を作成し、内閣総理大臣の認定の後、5年以内の避難指示解除を目指しています。

環境省では、拠点計画に基づき、特定復興再生拠点区域内の除染や家屋等の解体を実施しており、葛尾村は2022年6月12日に、大熊町は同月30日に、双葉町は8月30日に避難指示が解除されました。残る3町村(浪江町、富岡町、飯館村)においては2023年春頃の避難指示解除を目指しています。

現在、除染工事の進捗は9割を超えており、また、家屋等の解体の進捗は申請件数に比して約84%が完了しています(2022年11月末時点)。なお、家屋等の解体により生じた特定廃棄物の処理については、可能な限り減容化した後、双葉地方広域市町村圏組合の管理型処分場(クリーンセンターふたば)を活用して埋立処分を行うこととし、2019年8月に環境省、同組合及び福島県の間で基本協定を締結しました。

本資料への収録日：2021年3月31日

改訂日：2023年3月31日